

(別表 2－1)

農業改良資金融通法等の特例措置

(注) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法又は沿岸漁業改善資金助成法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(農林漁業者等が農業改良資金等を借り受ける場合)

- 1 特例を受ける農林漁業者等の氏名
- 2 特例を受ける農林漁業者等の生産の現況
- 3 農業改良措置等の概要
- 4 総合化事業と農業改良措置等の関係

5 導入する機械・施設等

実施時期	機械・施設等名	規模・能力等	数量	購入予定 価格(千円)	新設・更新
①					
②					
			合 計		

(促進事業者が農業改良資金等を借り受ける場合)

- 1 特例を受ける促進事業者の氏名
- 2 支援措置を受ける農林漁業者等の氏名
- 3 支援措置を受ける農林漁業者等の生産の現況
- 4 支援措置の概要
- 5 総合化事業と支援措置の関係

6 導入する機械・施設等

実施時期	機械・施設等名	規模・能力等	数量	購入予定 価格(千円)	新設・更新
①					
②					
			合 計		

- (注)
- 1 農林漁業者等又は促進事業者ごとに記載すること。
 - 2 農林漁業者等が法人その他の団体の場合又は促進事業者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
 - 3 導入する機械・施設等が複数ある場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
 - 4 「規模・能力等」の単位については、該当する機械・施設等に応じた適切な単位を使用すること。
 - 5 総合化事業計画の認定によって、農業改良資金等の融資が決定するわけではなく、別途貸付資格の認定及び融資審査が行われる。